

会津坂下町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 5 月

会津坂下町

目次

はじめに	1
第1部 計画策定の趣旨・位置付け	2
第1章 計画策定の趣旨	2
第1節 感染症危機を取り巻く状況	2
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	3
第2章 計画の位置付け	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3節 対策の時期区分	6
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	8
第5節 対策推進のための役割分担	10
第6節 町行動計画の実効性を確保するための取組等	16
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点	16
第1節 町行動計画における対策項目	16
第2節 横断的な視点	17
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	18
第1章 実施体制	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	20
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	20
第1節 準備期	21
第2節 初動期	22
第3節 対応期	23
第3章 まん延防止	24
第1節 準備期	25
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26
第4章 ワクチン	26
第1節 準備期	26
第2節 初動期	28
第3節 対応期	29
第5章 保健	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	31
第3節 対応期	31
第6章 物資	31
第1節 準備期～初動期	32
第2節 対応期	32
第7章 町民の生活・社会経済の安定の確保	32
第1節 準備期	33
第2節 初動期	34
第3節 対応期	34
用語集	36

はじめに

近年、気候変動等による環境変化や、開発の進展による都市化や人口密度の増加等により、未知の感染症と接触する機会が増加しています。さらに、国際交流の進展や人や物の移動の高速化・大量化により、未知の感染症が発生した場合には、短期間で広範囲に拡散するおそれが大きくなってきています。

令和元年（２０１９年）１２月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和２年（２０２０年）１月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、行政のみならず、医療機関や関係団体、事業者等が困難な判断・対応を余儀なくされるとともに、住民一人ひとりが様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなりました。

また、この新型コロナへの対応は未曾有の感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、経済や社会生活を始めとする生活の安定にも大きな影響を及ぼすものであることが明らかとなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国全体の危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにしました。

このことから国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和６年（２０２４年）７月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）の全面改定を行いました。

また、国の改定をうけ、令和７年３月に福島県においても「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）の改定が実施されました。

本計画は国、県の改定に伴い、町で策定されている「会津坂下町新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定するものです。

会津坂下町は次なる感染症危機に備え、県や関係機関との緊密な連携を図りながら、町としても万全の態勢を整備し、町民の皆様とともに、新型インフルエンザ等対策の強化を図っていきます。

第1部 計画策定の趣旨・位置付け

第1章 計画策定の趣旨

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等での都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、令和2年以降、新型コロナ発生時には世界的な大流行（パンデミック）を引き起こしました。本町においても感染の拡大、縮小を繰り返しながら、長期間にわたり、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活や社会経済に大きな影響を及ぼしました。

感染症危機は新型コロナで終わるものではなく、新型インフルエンザ等の新興感染症等は国際的な脅威となっています。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

また、人獣共通感染症について、ヒト、動物及び環境の分野で横断的な課題解決に取り組むワンヘルス・アプローチや、既知の感染症であっても特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）への対策等の推進も重要です。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、危機管理として対応する必要があります。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

1. 政府及び福島県の行動計画の策定・改定

国は、平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえ、平成24年（2012年）4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）が制定されたことに伴い、平成25年（2013年）年6月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を策定しました。

さらに令和元年（2019年）12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和6年（2024年）7月、政府行動計画を全面改定しました。

福島県においても、国の計画策定の動きを踏まえ、平成17年（2005年）12月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した後、平成25年（2013年）年12月には、特措法に基づき県行動計画を策定しました。

また、今回新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画の全面改定に伴い、県行動計画の見直しがなされました。

2. 会津坂下町の行動計画の策定・改定

本町においても、政府行動計画及び福島県行動計画との整合性を確保しつつ、「会津坂下町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）を全面改定します。

町行動計画は、町の新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものであり、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性により、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

第2章 計画の位置付け

町行動計画は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえて、町内の新型インフルエンザ等対策の実施に関して定めるものです。

1. 町行動計画で定める事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び町民等への適切な方法による提供
- (3) 住民に対する予防接種の実施、その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- (4) 生活環境の保全、その他の町民生活及び地域経済の安定に関する措置
- (5) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (6) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体及びその他の関係機関等との連携に関する事項

(7)その他、町の新型インフルエンザ等対策に関し町長が必要と認める事項

2. 町行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

町行動計画の推進については、会津坂下町新型インフルエンザ等対策会議を中心とした情報共有や町行動計画に基づく取組の進捗確認を行うとともに、学識経験者や各分野の関係団体等で構成される健康づくり推進協議会においても各取組の進捗状況や課題を確認し、政府行動計画の改定（おおむね6年ごとに改定の検討を行う方針）や県行動計画の改定の動きを踏まえ、必要な対策や計画の見直しについて協議を行います。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能です。また、世界中のどこかで発生した場合、国内、さらには本町への侵入は避けられず、その場合、町民一人ひとりの生命や健康だけでなく、町民生活や社会経済全体にも大きな影響を与えかねません。

そのため、本町では、新型コロナ対応の経験も踏まえ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的に対策を講じていきます。

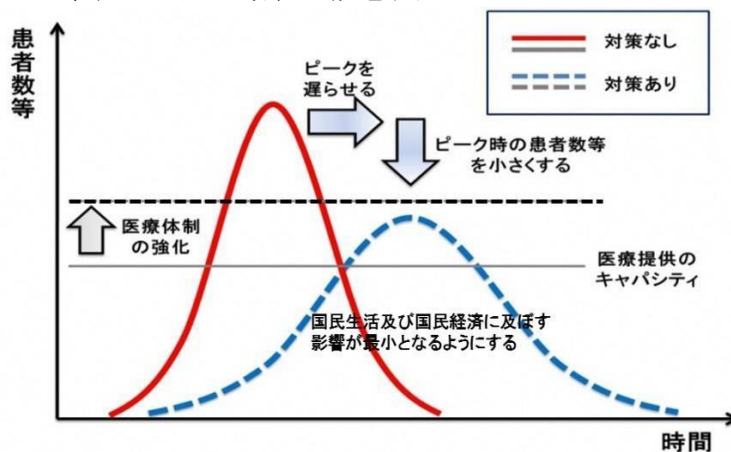
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護

- (1)感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保します。
- (2)流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、その強化を図り、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- (3)適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

2. 町民生活及び社会経済に及ぼす影響の最小化

- (1)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- (2)町民生活及び社会経済の安定を確保します。
- (3)地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- (4)事業継続計画（BCP）の作成や計画に基づく取組により、医療提供の業務及び町民生活や社会経済の安定に寄与する業務の維持・継続に努めます。

＜国における対策の概念図＞



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクがあります。そのため本計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下により、対策の考え方を示すものとします。

1. 特定の感染症や過去の事例のみを前提とせず、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状（病原性、感染性、薬物感受性等）（以下「病原体の性状」という。）に応じた対策等についても考慮します。
2. 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目指します。
3. 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査・医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等による状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。
4. 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化も想定します。

また、科学的知見及び国の対策等を踏まえ、本町の地理的な条件、人口分布、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制等も考慮し、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指します。その上で、平時から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立します。（具体的な対策については、第3部に記載。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴や、病原体の性状、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性、対策そのものが町民生活及び社会経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定します。

新型インフルエンザ等への対策は、町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるため、県による不要不急の外出の自粛や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に医療対応以外の感染対策は、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大防止の観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策について積極的に検討することが重要となります。

また、従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が低下する可能性がある場合は、そのことについて町民等へ周知し、理解を得るための呼び掛けを行う必要があります。

新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりの感染症リテラシーの向上、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備が必要です。具体的な対策としては、日頃からの手洗いや咳エチケット、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等と同様の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となってきます。

第3節 対策の時期区分

対策の時期を、「準備期」「初動期」「対応期」の3つに区分し、以下のとおり定義します。また、各対策時期における新型インフルエンザ等対策について定めます。

- ・**準備期**…新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）
- ・**初動期**…国が感染症の急速なまん延防止及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期
- ・**対応期**…基本的対処方針に基づく対策を講じる時期
（※さらに4つの時期（次表1～4）に区分）

各対策時期に関する詳細内容（戦略）は次表のとおり。

時期		戦略
準備期		地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、町民等に対する啓発や企業等による事業継続計画等の策定、DX の推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行います。
初動期		直ちに初動対応の体制に切り替えます。 検疫措置や水際対策を行う国や県と連携を図り、感染症の特徴や病原体の性状の情報を集め、事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。
対応期	1. 封じ込めを念頭に 対応する時期 (国内・県内で新 型インフルエン ザ等が発生した 初期段階)	国や県と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する予防投与の検討、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行います。
	2. 病原体の性状等 に応じて対応する 時期 (国内・県内で感 染が拡大し感染 の封じ込めが困 難な段階)	病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮し、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するため、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。
	3. ワクチンや治療薬 等により対応力が 高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況により、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します。）
	4. 特措法によらない 基本的な感染対策 に移行する時期	ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない発生前の通常の医療提供体制や基本的な感染症対策への移行を行います。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及び町行動計画に基づき、的確かつ迅速な対策の実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、以下の(1)～(6)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有し、その実施のために必要となる準備を行います。

(2) 迅速な初動対応に向けた体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内・県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した場合に迅速な初動対応ができるよう体制整備を進めます。

(3) 町民や関係者等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行います。

(4) リスクコミュニケーションの備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めます。

(5) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

(6) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や人材育成等

DXは迅速な発生状況等の把握や関係者間での情報共有を可能とし、保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国・県・町及び近隣市町村や関係機関との円滑な連携等が期待できます。町では感染症危機管理能力を向上させるため、国の動向を踏まえ、DX等を推進します。また、感染症危機管理に係る人材育成等の取組を進めます。

2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減し、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、以下の(1)～

(4) までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮します。また、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集・分析の体制整備を進めます。

(2) 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事の際には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意します。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせ、県との連携のもと適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。

(4) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民や事業者等の理解・協力が非常に重要です。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるために、正しい感染症情報の発信と知識の普及啓発に努めます。こうした取組を通じ、町民等が適切な判断や行動をとれるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が実行される場合には、対策の影響を受ける町民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信します。

3. 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。特措法による要請や行動制限等が実施されるに当たっては、町民一人ひとりの自由や権利等に制限が及ぶ可能性があるため、対策を実施する際には、必要最小限のものとするとともに、リスクコミュニケーションの観点から、法令の根拠も含め、町民や事業者等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらは、患者の受診行動や、感染拡大の抑制を妨げる要因となる可能性があります。また、現場で対応する医療従事者等の士気の低下にもつながりかねないため、防止すべき課題です。

加えて、より影響を受けやすい社会的弱者へ十分配慮し、町民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

4. 関係機関相互の連携協力の確保

会津坂下町新型インフルエンザ等対策本部（以下、「町対策本部」という。）は福島県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

5. 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態も想定し、平時から備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有など、連携体制の整備等に取り組みます。

感染症危機下で自然災害が発生した場合は、町は、県と連携し、発生地域等における状況の把握に努めるとともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行います。

6. 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

第5節 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、県や市町村及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援し、万全の態勢を整備する責務を有します。

また、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努めます。

こうした取組等を通じ、発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保に向けた対策を推進します。

加えて、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進し、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

2. 県の役割

県は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における各対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

3. 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、ワクチンの接種や、生活の支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

4. 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、平時より地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や N95 マスク等の個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、県連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

5. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

6. 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、有事においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。有事においても、その業務を継続するよう努めます。

7. 一般の事業者の役割

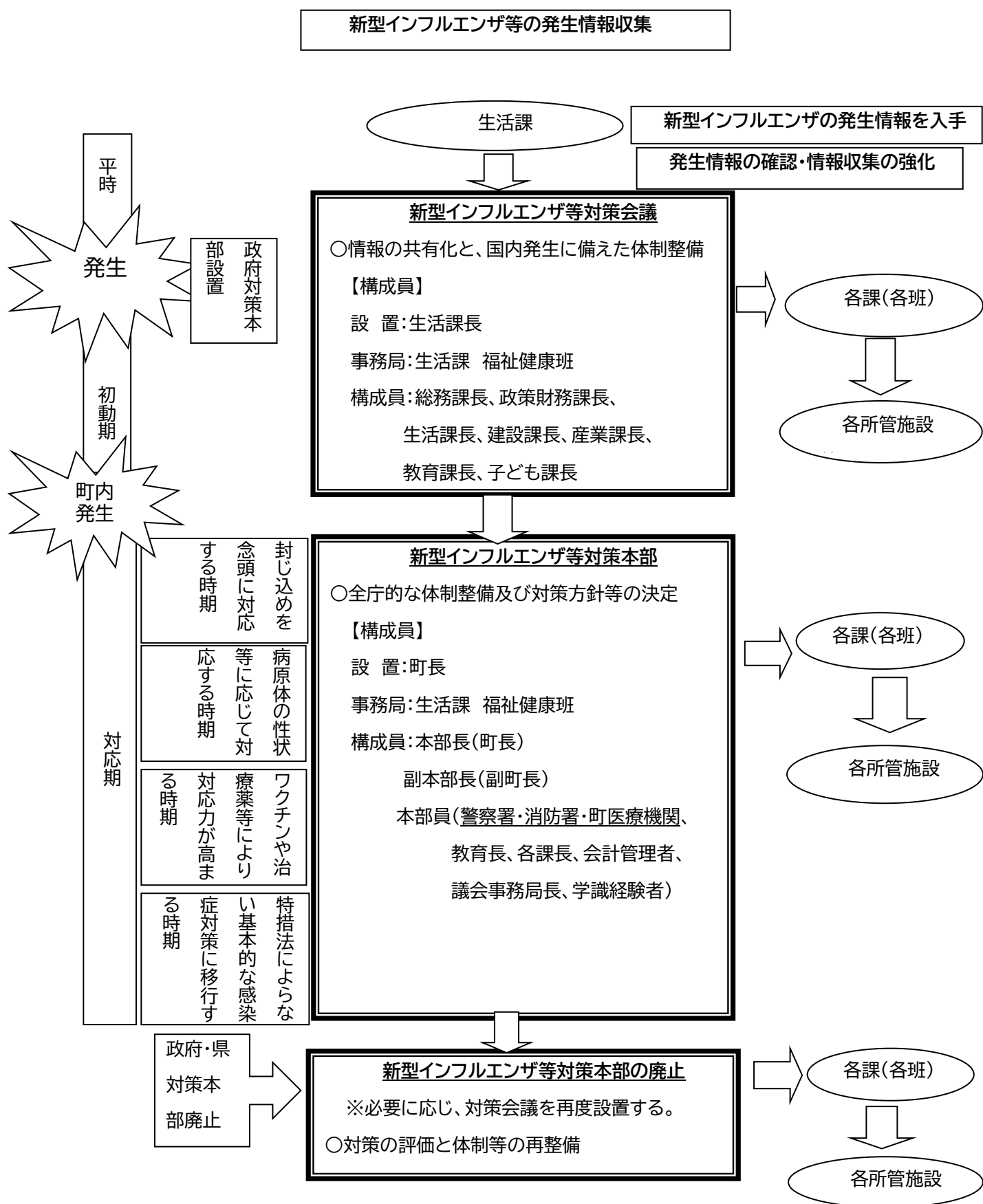
一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。新型インフルエンザ等の発生時には町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあることから、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要があります。

8. 町民の役割

町民は、平時から町民一人ひとりが新型インフルエンザ等に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力である感染症リテラシーを高め、日頃

の健康管理や基本的な感染対策に努めます。また、マスク・消毒薬等の衛生用品や食料品、生活必需品を計画的に備蓄するなど、新型インフルエンザ等の発生時に備えます。

有事においては、発生状況や予防接種等の実施状況についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めるとともに、偏見や差別をもって感染症の患者及び家族、医療機関関係者等の人権を損なわないようにします。



各課の主な役割

担当部署	主な役割
生活課	(戸籍環境班) ・戸籍などの届出窓口の確保に関する事 ・ごみの排出抑制に関する事 ・ごみの収集に関する事 ・火葬場の運営の維持に関する事 ・火葬、埋葬の許可、整備に関する事 ・遺体安置所の設置、運用に関する事 ・新型インフルエンザ等対策会議の設置・運営に関する事 ・他部署の応援に関する事 (福祉健康班) ・新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事 ・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事 ・社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事 ・社会福祉施設の感染予防に関する事 ・町内の医療機関等及び関係機関との連絡調整に関する事 ・在宅の(高齢者)障がい者など要配慮者支援に関する事 ・新型インフルエンザ等の健康相談に関する事 ・医療体制に関する事 ・新型インフルエンザ等対策会議の設置・運営に関する事 ・住民への予防接種の実施に関する事 ・新型インフルエンザ等対策に係るサーベイランスに関する事 ・生活関連物資等に関する情報収集・要請に関する事 ・食料、生活必需品の確保に関する事 ・各課の連絡調整に関する事 ・他部署の応援に関する事 (保険年金班) ・社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事 ・社会福祉施設の感染予防に関する事 ・新型インフルエンザ等対策会議の設置・運営に関する事 ・他部署の応援に関する事
総務課 (選挙管理委員会事務局)	・町職員の感染予防、服務、り患状況に関する事 ・町職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事 ・町所有の車両の活用に関する事 ・報道機関への対応に関する事 ・広報など情報提供、集約に関する事 ・情報収集、伝達及び処理に関する事 ・他部署の応援に関する事
政策財務課	・緊急時の新型インフルエンザ等対策物品契約、予算措置に関する事 ・新型インフルエンザ等の対応のための町代表電話の設置に関する事 ・他部署の応援に関する事
建設課	・公共交通機関への注意喚起に関する事 ・上下水道の維持に関する事 ・他部署の応援に関する事
産業課	・生活関連物資等に関する情報収集・要請に関する事 ・食料、生活必需品の確保に関する事 ・経済関係団体、関係諸団体との連絡に関する事 ・他部署の応援に関する事
出納室	・対策に必要な現金及び物品の出納に関する事 ・他部署の応援に関する事
議会事務局 (監査事務局)	・議会との連絡調整に関する事 ・他部署の応援に関する事

担当部署	主な役割
教育課	・町内小・中学校の感染予防に関すること ・町内小・中学校の感染状況の把握に関すること ・町内小・中学校の休校等措置に関すること ・他部署の応援に関すること
子ども課	・町内保育所、幼稚園等における感染予防に関すること ・町内保育所、幼稚園等における感染状況の把握に関すること ・町内保育所、幼稚園等の休園措置に関すること ・他部署の応援に関すること
各課共通	・地域団体・関係団体等との連絡調整に関すること ・住民の安全・安心に関すること ・国・県・他自治体との連携に関すること

第6節 町行動計画の実効性を確保するための取組等

1. 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、対策の取組や訓練等を通じた改善等を踏まえ、定期的な検討を行い、適時・適切に政府行動計画の変更を行うものとします。

県は、県連携協議会等の意見も聴きながら、定期的なフォローアップを行い、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

町においても関連する各計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2. 新型インフルエンザ等への備える機運の醸成

新型インフルエンザ等は、発生の予測が困難で、いつ発生してもおかしくないため、自然災害等と同様に平時からの備えと意識を高める取組の継続が重要です。

新型コロナへの対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、県や医療機関、高齢者施設等との実践的な訓練や研修、啓発活動等の取組を通じ、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の醸成を図ります。

第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目

政府行動計画及び県行動計画の13項目を踏まえ、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とします。

なお、各対策項目の基本理念と具体的な内容については、第3部の各章に記載します。

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン
5. 保健
6. 物資
7. 町民の生活・社会経済の安定の確保

情報収集・分析、サーベイランス、水際対策、医療、治療薬・治療法、検査の6項目は政府及び県において作成されています。

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施する必要があります。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要です。

第2節 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、以下の1から3の事項とします。

1. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠です。その際には多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえ、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じた人材育成により、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組も重要です。

加えて、本町の新型コロナ対応の経験を、コロナを経験していない職員にも共有する機会を設けることで、経験と知見を継承し、来るべき感染症危機の対策へ活かしていきます。

日頃から感染症対応部門と危機管理部門との連携を図り、災害対応等のノウハウや知見を共有・活用しながら、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制を想定した研修や訓練、人員の確保等に取り組む必要があります。

2. 国、県及び関係機関の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たり、町は町民に最も近い行政単位として、予防接種や町民の生活支援等の役割を担っています。

国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行います。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、町民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするため、町は、国、県及び関係機関との連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。また、県や関係機関等と平時から意見交換を行い、対策の現場を担う県・町の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるとともに、共同して訓練等を行う等、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要です。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では都道府県や市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、都道府県間の連携、都道府県と町との連携、保健所間の連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められます。

3. DX の推進

新型コロナ対応では、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届出の入力業務や患者の健康観察業務等において、保健所や医療機関の負担が著しく増加しました。

このことから、医療機関から発生届のオンライン提出や患者本人による健康状態のオンライン報告が可能な「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」や「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」（以下、「G-MIS」という。）により、医療機関における病床の使用状況や感染

症対策物資等の確保状況等の一元的な把握など、業務の効率化とともに情報収集の迅速性の確保が図られました。

D Xの推進は、迅速な発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化につながります。国はD X推進の取組として、予防接種事務のデジタル化及び標準化を進めており、将来的には電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしています。

新型インフルエンザ等対策においても、デジタル技術の活用を図るため、必要な環境整備を行うとともに、県や医療機関との連携により、運用が開始されたシステム等の活用促進にも取り組んでいくことが重要となります。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は町民一人ひとりの生命や健康、生活だけでなく、社会経済に広く大きな被害を及ぼすことから、本町全体、そして国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。

また、国、県、近隣自治体、医療機関、その他関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、平時から、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。

有事の際には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

第1節 準備期

1. 実践的な訓練の実施

- (1)町は、新型インフルエンザ等の発生時における体制構築のため、研修や実践的な訓練を実施するとともに、庁内の感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行ないます。
- (2)町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成を行います。

2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1)町は、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、町行動計画を作成し、適宜見直し・改定等を行います。なお、計画を作成・変更する際は、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者・その他の学識経験者の意見を聴くこととします。
- (2)町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務のために必要な人員等の確保や有事においても維持すべき業務の洗い出しと継

続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成し、適宜見直し・改定を行います。

- (3) 町は、新型インフルエンザ等対策が速やかに実施できるように、平時から対策に必要な物品等を備蓄し、適切な管理・運用に努めます。

3. 関係機関との連携の強化

- (1) 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県や近隣市町村等と平時からの情報共有、連携体制の確認及び研修や訓練の実施等により、相互の連携を強化します。
- (2) 町は、県及び近隣市町村と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。
- (3) 町は、特定新型インフルエンザ等対策における、県への代行や応援要請に関して事前に調整を行います。

第2節 初動期

1. 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

国が国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあると判断した場合、町は把握した情報を、速やかに関係部局や関係機関と情報共有し、町の初動対応についての検討を行います。

2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合、町は必要に応じて町長を本部長とする町対策本部を設置します。設置後は、県と連携・協力しながら、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- (2) 町は、必要に応じて、準備期における対策に基づき、必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進めます。
- (3) 町は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく基本的な対策を実施します。

3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、機動的かつ効果的な対策や支援を速やかに実施するため、国の財政支援に関する情報を収集し、予算の確保に取り組むとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

第3節 対応期

1. 基本となる実施体制の在り方

町は、政府対策本部又は県対策本部が設置された場合、速やかに以下の実施体制がとれるよう、所用の準備を行います。

(1) 対策の実施体制

町は、県と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施します。

また、対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。

(2) 職員の派遣・応援への対応

①町は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対して特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

②町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県または他の市町村に対して応援を求めます。

(3) 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

2. 緊急事態宣言がなされた場合の対応

町は、国が緊急事態宣言を行った場合、直ちに町対策本部を設置します。

また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

3. 町対策本部の廃止

町は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機の発生時には、様々な情報が錯綜し、不安や偏見・差別等の発生や、偽・誤情報が広まるおそれがあります。こうした中においては、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。また、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供し、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うとともに、町民、医療機関、薬局、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、適切に判断・行動できるようにすることが重要となります。

そのため、平時から、町民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解と感染症リテラシーを高めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

第1節 準備期

1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

(1) 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から県と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）のほか、新型インフルエンザ等感染症の発生状況に関する情報や発生時にとるべき行動及びその対策等について、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて周知・啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び町の生活課や教育課、子ども課が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。また、町は学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行います。

(2) 偏見・差別等に関する啓発

町は、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、様々な機会を捉えて啓発します。

また、町は、生活課と教育課等が連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努めます。

(3) 偽・誤情報に関する啓発

SNS の普及等に伴い情報の発信・拡散が容易となっており、一度偽・誤情報が拡散されてしまうとその対処は困難なものとなります。町は、県及び関係機関と連携し、国が提供・共有する情報を活用しながら、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見等に基づく情報提供に取り組むとともに、町民等へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼びかけます。

また、町は、科学的根拠が不確かな情報や偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づく正しい情報を繰り返し提供・共有する等し、社会的な混乱を防止するよう努めます。

2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

(1) 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、町民等へ情報提供・共有する内容について整理します。また、国や県と連携し、町民等が、新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報を入手できるよう、高齢者やこども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理します。

- (2)町は、個人情報やプライバシーの保護に留意し、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、具体的な対応を整理します。

3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、県や関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、町民等からの一般相談に応じるため、速やかなコールセンターの設置や日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮など、相談対応に必要な体制整備を進めます。

第2節 初動期

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1)町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期に定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。
- その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静かつ適切な対応を促すよう周知・啓発に努めます。
- (2)町は、県と連携し、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者やこども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。
- (3)町は、国や県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、町民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行います。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

- (1)町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、町民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。
- (2)町は、国からの要請に基づき、県と連携しコールセンターの設置や国が作成する Q&A 等のホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備します。

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、

適切に情報提供・共有します。あわせて、国や県、NPO 等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について町民等に周知します。

また、町は、科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

4. 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知します。

第3節 対応期

1. 基本的な対応方針

以下の項目については、初動期に引き続き、適切に対応を行います。

- (1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有
- (2) 双方向のコミュニケーションの実施
- (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

2. 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧を含め医療機関への受診方法等について町民等に周知します。

3. 封じ込めを念頭に対応する時期

町内又は県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられます。その際、町は、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明します。

また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて以下の内容について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。

- ・ 偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること
- ・ 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること
- ・ 町民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること
- ・ 事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要なものであること

4. 病原体の性状等に応じて対応する時期

- (1) 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、国において感染拡大防止措置等が見直された場合、町は、町民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、国による情報提供に基づき、分かりやすく説明を行います。

また、町はまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果について、県と連携し、町民に分かりやすく情報を提供します。

(2) こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、国及び県と連携し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、当該対策について、理解・協力を得るよう努めます。

5. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の対応

町は、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する等の所要の措置について、県と協力して、町民等への周知を行います。

6. リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

町は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果について、県が行う情報提供・共有に協力します。

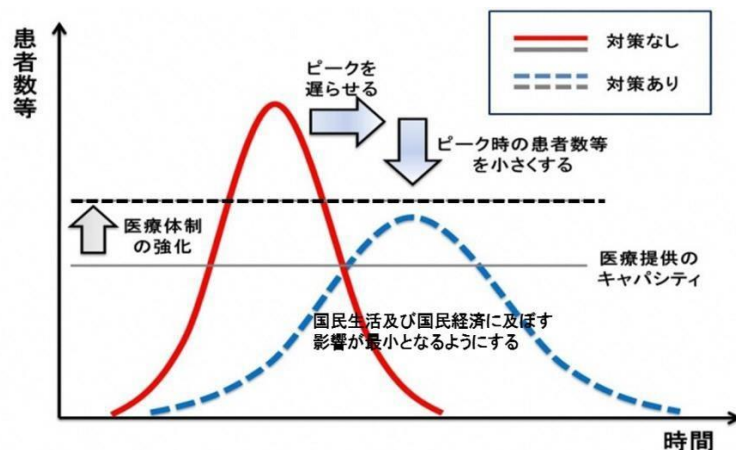
第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活や社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることにより感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要となります。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。このため、病原体の性状等を考慮したリスク評価を踏まえ、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれがあり、特措法に基づくまん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施します。

一方、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチンや治療薬の開発・普及等の状況の変化に応じ、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

〈国における対策の概念図〉 ※再掲※



(本町の取組)

新型コロナ対応においては、県、郡医師会及び医療機関等と感染状況等を踏まえて連携し、円滑な外来診療や入院などの医療体制の確保に努めました。

生活面では、新しい生活様式や基本的な感染対策の周知・啓発と併せ、町民一人ひとりの行動変容も求められました。そのため、適時防災無線による町長メッセージや対策本部からのお知らせを発行し、発生状況や対策などについて、公式 SNS の活用により広く周知し町民へまん延防止対策の周知徹底を図りました。

第1節 準備期

1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 町は、新型インフルエンザ等対策として想定される内容やその意義について周知広報を行います。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、医療機関や社会福祉施設等において実践的な訓練等を行うことの必要性について、理解促進を図ります。
- (2) 町及び学校等は、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、新型インフルエンザ等が発生した時の対策として、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないよう不要不急の外出を控えること、咳エチケット、場面に応じたマスク着用等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

第2節 初動期

1. 国内でのまん延防止対策の準備

- (1) 町は、国からの要請を受けて、町内における新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行います。

第3節 対応期

1. まん延防止対策の内容

(1)町は、国、県及びJ I H Sによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じます。

なお、その際は、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。

(2)町は、国及び県と連携し、町民等に対し、換気、咳エチケット、場面に合ったマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請します。

また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、町民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛ける等、より効果的な感染対策の徹底を求めます。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

そのため、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、国は安全で有効なワクチンの迅速な供給を行い、町は県と連携し接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制を構築し、ワクチンの接種を行います。

(本町の取組)

新型コロナ対応においては、町内医療機関及び両沼郡内町村と連携し、個別接種の実施医療機関を確保するとともに、コールセンターの設置の実施体制を整備しました。

また、個別接種についての予約作業やワクチン確保等に関する医療機関の負担を軽減するため、予約システムデータを活用し、町や医療機関、配送事業者が連携し、ワクチンの保管や小分け作業、個別接種医療機関へのワクチンの円滑で確実な配送などに取り組みました。接種にあたっては、ワクチンの確保数と感染状況や感染リスク、重症化リスク等を考慮した上で、接種対象者の優先順位を決めて実施したほか、エッセンシャルワーカー等も含めた希望者の早期接種実現のために、休日等を利用した接種体制の確保や予約システム・コールセンターの増強、事業所等との連携を進めました。

また、安心して接種できるよう、予約の支援や接種時の託児サービス、入所施設での接種、小児等に配慮した会場や人員の配置等、町民が接種しやすいきめ細かな体制を構築しました。

第1節 準備期

町は、県がワクチンの円滑な流通を可能とするため県や関係団体と協議の上、以下の体制を整備します。

1. ワクチンの供給体制

(1) ワクチンの流通に係る体制の整備

町は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法及び役割分担について協議する。

(2) ワクチンの分配に係る体制の整備

町は、国がワクチンの分配に係るシステムを整備することを踏まえ、県が速やかに分配できる体制を構築できるよう協力する。

2. 基準に該当する事業者の登録等

町及び県は、特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。

3. 接種体制の構築

(1) 接種体制

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、県や両沼郡医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整や訓練を平時から行います。

予防接種に必要な可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トイレ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

(2) 特定接種

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については町を実施主体として、原則として集団的な接種を実施することになるため、接種を円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。

(3) 住民接種

町は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種（臨時接種）の実施に関し、国の方針を踏まえ、平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ① 国及び県等の協力・支援を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制構築を図ります。
- ② 円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町外の地方公共団体での接種を可能にするよう取組を進めます。
- ③ 速やかな接種のため、両沼郡医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種会場とその数、接種の方法（個別・集団）と進め方、接種時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

4. 情報提供・共有

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発に努めます。また、医療機関や教育機関等と連携し、国から情報提供・共有された新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、接種後の副反応や健康被害等の基本的な情報、接種に係る差別等の防止について、ホームページや公式SNS等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の正しい理解の醸成を図ります。

5. DXの推進

町は、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進めるDXを活用できるよう、必要な準備を進めます。

また、国が整備するワクチンの分配、接種記録、副反応報告等に係るシステム等を活用し円滑な接種につなげます。

第2節 初動期

1. 接種体制

(1) 接種体制の準備

町は、国が示す新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行います。

(2) 予防接種に係る情報収集、提供・共有

- ① 町は、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について積極的に情報を収集し、国及び県との情報共有を早期に行うよう努めます。
- ② 町は、国や県と連携し、予防接種の開始に向け、副反応を含めた接種に関する相談対応体制の整備や、相談窓口の周知に努めます。

(3) 接種体制の構築

町は、関係機関と協力して、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。また、国が大規模接種会場の設置や職域接種等の実施が必要と認める場合は、国、県、町が連携して必要な準備を行います。

第3節 対応期

1. 接種体制

- (1)町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。
- (2)町は、予防接種を推進するため必要があると認めるときは、県や両沼郡医師会等と連携して、接種に携わる医療従事者等を確保します。
- (3)町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図ります。

2. 特定接種

町は、国が特定接種を実施することを決定した場合、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員のうち、あらかじめ接種対象者とした者に対し、集団的接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

3. 住民接種

(1) 予防接種体制の構築

- ①町は、国が決定した住民接種の接種順位に基づき、町民等が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、県と連携して、接種体制の構築を進めます。
- ②町は、原子力災害等により住民票のある市町村の区域外に避難している者が接種を希望する場合に、円滑に予防接種を受けることができるよう、国、県及び避難元自治体等と連携して対応します。

(2) 接種開始及び接種体制の拡充

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始します。また、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的施設を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討するほか、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、両沼郡医師会等の医療関係者のほか福祉施設関係者等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

(3) 接種記録の管理

町は、市区町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

4. 副反応疑い報告等

(1) ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、国から提供されるワクチンの安全性や副反応疑い報告に関する情報、適切な安全対策等について、町民や医療機関等に対して適切に情報提供・共有を行います。

(2) 健康被害に対する速やかな救済

町は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への救済制度について、町民等へ周知し、申請を受け付けるほか、必要時、予防接種健康被害調査委員会にて協議します。また、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行うとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組みます。

5. 情報提供・共有

(1) 町は、国及び県と連携し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行います。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。

加えて、町民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、非科学的な情報や誤解が生じる可能性のある情報への対応を行います。

(2) 町は、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が提供・共有する情報について、町民等への周知・共有を行います。

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要があります。

町は、県の依頼に応じ、健康観察や生活支援に協力し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進します。

第1節 準備期

1. 人材の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生時において、保健所への応援職員を派遣協力することについて、平時から県と協議し、感染症有事体制の人員確保に取り組みます。

2. 業務継続計画を含む体制の整備

町は、町業務に関する業務継続計画をもとに業務を行います。

なお、業務継続計画をもとにした業務に当たっては、有事における業務内容の整理を実施するとともに、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図ります。

3. 生活支援の準備

有事の際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合において実施する陽性者への食事の提供等について、町は県と連携し、感染症危機に備えた体制の整備を進めます。

4. 健康観察の準備

町は県が進める健康観察の実施体制整備に協力します。

第2節 初動期

1. 有事体制への移行準備

町は、準備期における対応を継続します。

2. 町民等への情報提供・共有の開始

町は、国から発表された新型インフルエンザ等の特徴や有効な感染防止対策等の情報を、あらゆる媒体を活用して、町民等へ周知するとともに、町民と双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。

第3節 対応期

1. 有事体制における情報共有

町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有し、町の感染症有事体制を速やかに確立します。

2. 健康観察及び生活支援

町は、県が実施する健康観察に協力します。

町は、県や当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。

3. 感染状況に応じた取組

町は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき、県と協力しながら実施します。

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関

を始め、保健所、消防機関等の関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

有事の際に、感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、県及び関係機関等と連携し、医療機関等で必要な感染症対策物資等が迅速かつ十分に確保されるよう取り組みます。

第1節 準備期～初動期

1. 感染症対策物資等の備蓄等

(1) 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による備蓄と相互連携を図ります。

また、緊急時に国や県からの支援物資を円滑に受入れ、各々必要としている場所（町内医療機関等）へ迅速に搬入できるよう整備します。

(2) 消防機関においては、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。

(3) 町は、高齢者施設等に対して、可能な限り有事の際の施設療養等に必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼びかけます。

第2節 対応期

1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、県と連携し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について管内医療機関の備蓄・配置状況を確認します。

2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県及び関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努めます。

第7章 町民の生活・社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

(本町の取組)

新型コロナ対応において、町民生活を応援するためのクーポンの発行や子どもたちの学びの場を継続するための ICT 教育環境整備、飲食店への営業継続支援など、町民生活及び事業所継続の支援に取り組みました。

また、感染に備え、マスクの全戸配付を行いました。消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄について、町長メッセージ等を用いて呼びかけました。

第1節 準備期

1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部における庁内部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

3. 物資及び資材の備蓄

(1)町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による備蓄と相互連携を図ります。

(2)町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを奨励します。

4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともに、その具体的手続を決めておきます。

5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

第2節 初動期

1. 事業継続に向けた準備等の要請

- (1) 町は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。
- (2) 町は、(1)のほか、必要に応じ、事業者に対して新型インフルエンザ等の発生に備え、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。

2. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。

3. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を基に、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

第3節 対応期

1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等の発生・まん延及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

(2) 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等が必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、オンラインを活用する等、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び社会経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格

が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

- ②町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき適切な措置を講じます。
- ④町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

（５）埋葬・火葬の特例等

町は、初動期の対応を継続するとともに、必要に応じて以下の対応を行います。

- ①可能な限り、火葬炉を稼働させます。
- ②死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ③新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応します。
- ④県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣町村に対して、広域火葬の応援・協力を行います。

２．社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

（１）事業継続に関する周知等

町は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知します。

（２）事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置や相談窓口の設置、その他の必要な措置について、公平性にも留意し、効果的な対策を講ずるよう努めます。

（３）町民生活及び社会経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、以下の必要な措置を講じます。

- ①まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適切にできるための措置
- ②水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置

用語集

用語	内容
G-MIS (医療機関等 情報支援シス テム)	G-MIS (Gathering Medical Information System の略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
JIHS (国立健康危 機管理研究機 構)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医 療機関	本県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物 資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフ ルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方 針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

用語	内容
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
指定（地方）公共機関	特措法第2条に規定される医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業等を営む法人。特措法第2条第7号に規定され、国が特措法施行令第3条で定める法人が指定公共機関であり、それを除く法人で、第2条第8号に規定され、都道府県知事が指定する法人が指定地方公共機関。いずれの法人も新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条で定めるところにより、その業務について対策を実施する責務を負う。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
咳エチケット	咳やくしゃみの飛沫により他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。

用語	内容
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める町）及び特別区。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
福島県感染症対策連携協議会（県連携協議会）	感染症法第 10 条の 2 に規定する都道府県連携協議会。主に福島県と保健所設置市の連携強化を目的に、県内の保健所設置市や感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、福島県が設置する組織。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	ある分野に関する知識やそれを活用する能力。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。